

この書面をよくお読みください。

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3第1項に基づき、契約締結前にお客様に交付しなければならない「契約締結前の書面」です。)

クーリング・オフ条項 (10日以内の契約の解除・金融商品取引法第37条の6)

(1) クーリング・オフ期間内の契約解除

当社と、投資顧問契約を締結したお客様は、契約締結時の書面を受けとった日から起算して10日以内の期間であれば、ご自由に、書面により契約を解除することができます。なお、当該契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

契約の解除に伴う報酬の精算は、金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の規定に従い、次の通りといたします。

- ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：
投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額を頂きます。
- ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：
日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。）を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をご返金いたします。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約解除

クーリング・オフ期間経過後に契約解除がなされた場合には、前払いして頂いている報酬から残りの契約月分の報酬を返金させていただきます。

(例：1月から3月までの契約期間で、2月中に解除した場合には、残りの1ヶ月分（3月分）の報酬を返金させていただきます。)

又、契約解除は解除予定日の10日前までにメールにより行うものとし、契約解除に伴う損害賠償、違約金は一切頂きません。

----- 投資顧問契約に係るリスクについて -----

当社が、投資顧問契約に基づき助言を行う金融商品は、金利・通貨の価格・金融商品市場における相場その他の指標の変動により損失が生じる恐れがあります。変動要因としては、有価証券等の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券等の発行体の信用リスク及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。

したがってお客さまの投資元本は保証されているものではなく、金融商品等の価値の下落により、投資元本を割り込むことがあります。

又、有価証券関連デリバティブ取引等においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）こと、委託証拠金を割り込むことがあります。

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

価格変動リスク：債権の価格は、金利の変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方債権によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債権発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります。（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク：「円」と「外貨」の交換相場である為替相場は、外国為替市場によって時々刻々変動するため、外貨建ての金融商品には、為替変動によって予期せぬ損益が生じる場合があります。通貨投資については、世界各国の為替関連デリバティブ取引や為替予約取引などを積極的に行なうため、為替変動の影響を大きく受けます。また一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

株価指数先物取引のリスク：株価指数先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、株価指数先物取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。

株価指数先物オプション取引のリスク：株価指数オプション取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失を被ることがあります。また、株価指数オプション取引は、少額の証拠金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失を被る危険性を有しています。

－投資顧問契約の概要－

1. 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
2. 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

－当社の概要－

1. 商 号： フェアラインパートナーズ株式会社
2. 住 所： 東京都中央区日本橋人形町1-12-11
リガーレ日本橋人形町 29F
TEL： 03-3668-2922 (代表)
MAIL： mr.derivative311@gmail.com
3. 投資助言・代理業者：
登録番号 関東財務局長(金商) 第2587号
4. 資本金： 金200万円
5. 役員の氏名： 代表取締役 堀川 秀樹
取 締 役 堀川 真理
6. 主要株主： 堀川 秀樹 (200株/100%)
7. 分析者・ 代表取締役 堀川 秀樹
投資判断者：
8. 助言者： 代表取締役 堀川 秀樹

9. 助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系について

—助言の内容及び方法並びにその回数—

当社が推奨する金融商品(株価指数先物・オプション取引、FX取引、CFD取引)についての投資判断(売買のタイミング、当該金融商品の評価、ポジション等)について、少なくとも1日1回以上の頻度(但し、土日祝日を除く。)で顧客に対しメール配信により投資助言を行います。

—報酬体系—

当社の投資助言に対する報酬は以下の通りとする。

会員プラン	契約期間	報酬額(税別)
先オプ 300	1ヶ月	42,000円
	3ヶ月	120,000円
先オプ 1000	1ヶ月	105,000円
	3ヶ月	300,000円
日経 225 先物	1ヶ月	21,000円
	3ヶ月	60,000円
FX	1ヶ月	21,000円
	3ヶ月	60,000円
CFD	1ヶ月	21,000円
	3ヶ月	60,000円

先オプ 300 会員は概ね運用資産額(預入証拠金額)が300万円以上、先オプ 1000 会員は概ね運用資産額(預入証拠金額)が1000万円以上の顧客向けサービスとする。

■補足

※会員プランは運用資産額(預入証拠金額)の金額を問わず、顧客が決定するものとする。(サービス内容の別はあくまでコース決定の参考とする。)

※報酬については一括・前払いにより支払うものとする。

(先オプ会員の初回は申込日の当月第二金曜日前日、更新の場合は契約最終日までに支払うものとする。)

10. 契約期間及び更新並びに解除について

※先オペ会員

契約期間は1か月または3か月(申込日の当月第二金曜日を起算日とし、最終月の第二金曜日前日まで)とし、当事者同士メールによる解除の申し出がない限り、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

但し、支払期日(申込日の当月第二金曜日前日(更新の場合は、契約最終日))までに報酬の支払いがない場合には、当該日付で契約解除したものとする。

解除は随時受け付けるものとし、解除予定日の10日前までにメールにより行うものとする。(但し、当該解除日以降の第二金曜日までを契約期間とする。)

なお、解除した場合には前払いして頂いている報酬から残りの契約月分の報酬を返金するものとする。(例：1月から3月までの契約期間で、2月中に解除した場合には、残りの1か月分の報酬を返金するものとする。)

但し、クーリング・オフ期間は除くものとする。

中途解約の場合には返金にかかる銀行振込み手数料は顧客負担とする。

※日経 225 先物・FX・CFD 会員

契約期間は1か月または3か月(契約締結日を起算日とし、最終月の起算日前日までが契約期間)とし、当事者同士メールによる解除の申し出がない限り、自動的に更新するものとし、その後も同様とする。例えば月の5日に契約した場合は翌月4日を1か月として計算する。

但し、支払期日(最終月の起算日前日)までに報酬の支払いがない場合には、当該日付で契約解除したものとする。

解除は随時受け付けるものとし、解除予定日の10日前までにメールにより行うものとする。

なお、解除した場合には前払いして頂いている報酬から残りの契約月分の報酬を返金するものとする。(例：1月から3月までの契約期間で、2月中に解除した場合には、残りの1か月分の報酬を返金するものとする。)

但し、クーリング・オフ期間は除くものとする。

解除による返金にかかる銀行振込み手数料は顧客負担とする。

11. 報酬の額及び支払いの時期

本投資顧問契約により支払う報酬の額は第9条に定める額とする。

支払いは入会申し込み日より3日以内に下記の銀行振り込みにより行うものとし、振込み手数料は顧客の負担とする。

銀行名：みずほ銀行 神田支店

種類：普通預金

口座番号：1261926

口座名義：フェアラインパートナーズ株式会社

12. 終了の事由

投資顧問契約は、1. 当社の廃業及び2. クーリング・オフ期間内又はクーリング・オフ期間経過後に契約解除が為された場合並びに3. 契約期間が満了した場合(契約を更新する場合を除く)に終了となります。

12. 投資顧問契約に関する租税の概要

投資顧問契約の締結には、消費税が課税されます。又、お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えばFX取引益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

13. 当社が行う金融商品取引業の内容

当社が助言を行うデリバティブ取引に係る権利の種類は、金融商品取引法第2条第21項に規定する株価指数先物・オプション取引、金融商品取引法第2条第8項4号に規定するFX取引、CFD取引とする。

当社が業として行う金融商品取引行為の種類は、金融商品取引法第2条第8項第11号に規定する投資助言葉とする。

14. お客様が当社に連絡する方法

メール(mr.derivative311@gmail.com)又は電話(03-3668-2922)によるものとする。

15. 加盟団体等について(加入している金融商品取引業者協会、認定投資者保護団体)

該当なし

16. 当社の苦情処理措置について

当社の苦情処理措置については、自社で社内規則を整備・公表し、迅速且つ適切に対応し、その解決を図るものとする。

又、当社は、社内規則及び苦情の申出先を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びHPに掲示及び掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。苦情の対応方法は基本メールにより対応する。

又、再発防止に向け、苦情に関してその内容及び対処方法等を記録し、定期的

にそれらを見直し、対応策を立て、社内体制を整備するものとする。又、必要に応じ、弁護士等専門家と相談・協議するものとする。なお、顧客の個人情報については、個人情報保護の観点から適切に取り扱うものとする。

当社の苦情窓口

- ・担当者：堀川 秀樹（代表取締役）
- ・電話番号：03-3668-2922
- ・メールアドレス：mr.derivative311@gmail.com

17. 当社の紛争解決措置について

当社の紛争解決措置については、当社が協定を結んでいる東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターの3センターを利用して紛争の解決を図るものとする。

当社及び顧客は3センターのいずれかに、特定投資助言業務に関する紛争の解決のためのあっせん・仲裁の申立ができるものとする。

又、当社は、上記3センターを通じて紛争の解決を図る旨及び各センターの連絡窓口を、法第37条の3に規定する契約締結前交付書面及び法第47条の3に規定する説明書類に記載するとともに、当社の店頭及びHPに掲示及び掲載し、周知徹底及び公表を図るものとする。

各センターの連絡窓口

■東京弁護士会紛争解決センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～15：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-0031

■第一東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）10：00～12：00 13：00～16：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3595-8588

■第二東京弁護士会仲裁センター

受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）9：30～12：00 13：00～17：00

受付場所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

お問合せ 03-3581-2249

18. 公衆の縦覧に供すべき事項

当社の登録内容をお知りになりたい方は、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」を自由にご覧になれます。

----- ご注意 -----

金融商品取引業者は、つぎのことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方として又は当該顧客の為に一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。